

医療機関にかかるときは

忘れずに持っていきましょ

受診した医療機関の窓口での確認ができなかったり、遅れたりするとその制度の適用が受けられない場合がありますのでご注意ください。

保険医療の種類	持っていくもの
国民健康保険の方	国民健康保険被保険者証
昭和7年10月1日以後生まれの70歳以上の方	加入している健康保険の被保険者証・加入している健康保険の高齢受給者証
昭和7年9月30日以前生まれの70歳以上の方	加入している健康保険の被保険者証・老人保健法医療受給者証（白色3つ折り）
乳幼児医療（小学校就学前まで）	加入している健康保険の被保険者証・乳幼児医療費受給者証
重度心身障害者医療	加入している健康保険の被保険者証・重度心身障害者医療費受給者証
ひとり親家庭等医療費	加入している健康保険の被保険者証・ひとり親家庭等医療費受給者証

福祉三医療(乳幼児・ひとり親・重度)受給者の皆様へ

乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費および重度心身障害者医療費を受給されている方で、住所、健康保険証、医療費の銀行振込口座(金融機関の合併に伴う名称変更を含む)などの登録事項に変更があったときは、保険年金課に届け出をしてください。

☎ 保険年金課国民健康保険係・医療係 2162



年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料及び過去10年以内の追納保険料(保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方が対象)などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：12月21日(水) 10時～15時

場所：役場3階第3会議室

☎ 保険年金課国民年金係 2164

年末調整や確定申告(住民税申告)用の国保税納付額証明の必要な方へ...

年末調整や確定申告(住民税申告)用の国保税納付額証明が必要な方は、国民健康保険の保険証または免許証等の身分を確認できるものを持参のうえ、保険年金課にお越しいただくか、郵送依頼をしてください。

電話での問い合わせには、国保加入者の確認ができないため、お答えできませんのでご了承ください。

なお、平成17年中に納付した金額は、納税通知書の領収日付が平成17年中のものであれば、その金額を合計して申告することができます。

納付額証明の添付は必要ありません。

☎ 保険年金課国民健康保険係 2161

家を新築・増築された方へ 家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。

☎ 2154
税務課固定資産税係

平成18年度

児童クラブの登録を

受け付けます



昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成、指導の援助を行うため、遊びを主として健全育成活動を行う児童クラブを設置しています。

4月から同クラブへ登録を希望される方の申請を受け付けます。
受付期間 1月16日(月)～31日

(火・土・日曜を除く)

受付場所 健康生活課(郵送による受付可)

申請に必要なもの 登録申請書 勤務証明書等 印鑑

必要書類は健康生活課にあります。

設置場所 北児童クラブ(小針小学校)・中央児童クラブ(小室小学校)・南児童クラブ

ブ(南小学校)・(仮称)小針北児童クラブ(仮称)小針北小学校)

平成18年度から(仮称)小針北小学校の開校に伴い、新たに児童クラブを設置します。

対象 平成18年度の新小学生 1年生～4年生

時間 放課後～18時30分まで(ただし、土曜や夏休み等は7時30分～18時30分まで)

費用 1人月額7,000円。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入所の場合、2人目以降は半額。(南児童クラブ以外は、おやつ代が別に1人月額1,500円かかります)

申込み等、詳しくは健康生活課児童係(☎2143)へ

町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成17年度的一般会計歳入予算は100億1,237万3千円です。そのうちみなさんにご負担いただいております町税は43億4,

伊奈町長 野川 和好

635万6千円で、予算の43・41%を占めています。

この大切な税を活用させていただきます。誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県一の安心・安全なまち」へ、さらには町民3万7千余の町民の福祉向上

にと努力をいたしているところでです。

これらが予定どおり実施できるよう、年末に当たり種々ご都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

所得税が

改正されました

○定率減税額の引下げ
定率減税の額が、所得税額の10%相当額(上限12万5千

円)に引き下げられました。

○老年者控除の廃止

65歳以上の方を対象とする老年者控除が廃止されました。

○上尾税務署 ☎7701
800または、町税務課町民税係(☎2152)

ご利用ください 納税「納付相談窓口」

町では、納期限を過ぎた未納税金をなくすために、毎年12月を「町税・国保税・完納強調月間」として

しています。納期限を過ぎた未納の税金などのある方は、この機会に納税を済ませてください。また、臨宅徴収を実施しますので、ぜひ納税にご協力ください。

つい納税を忘れてしまいますと、累積して一度での納付が困難となります。このような時には、分割して納付する方法など、納税に関する相談を行っておりますので、お気軽にご利用ください。

休日納税相談窓口の開設

日時 12月18日(日) 9時～17時

場所 収税課

☎ 収税課(☎2156)

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 12月26日

国民健康保険税 6期

介護保険料 6期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課(☎2156)